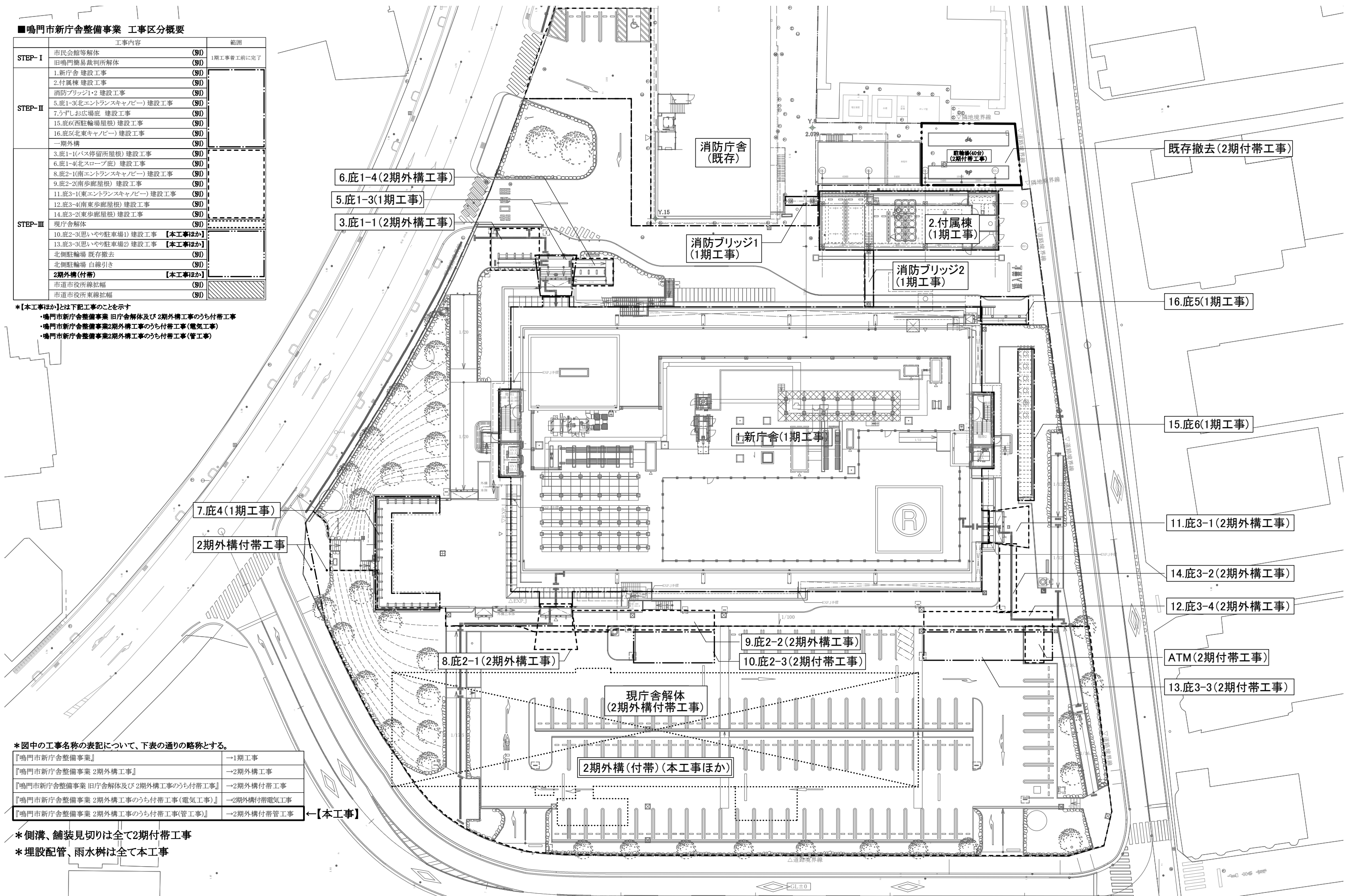


鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事(管工事)

	工事内容	範囲
STEP-I	市民会館等解体 旧鳴門簡易裁判所解体	1期工事着工前に完了
STEP-II	1.新庁舎 建設工事	
	2.付属棟 建設工事	
	消防ブリッジ1・2 建設工事	
	5.底1-3(北エントランスキャノピー) 建設工事	
	7.うずしお広場底 建設工事	
	15.底6(西駐輪場屋根) 建設工事	
	16.底5(北東キャノピー) 建設工事	
	一期外構	
	3.底1-1(バス停留所屋根) 建設工事	
	6.底1-4(北スロープ底) 建設工事	
	8.底2-1(南エントランスキャノピー) 建設工事	
	9.底2-2(南歩廊屋根) 建設工事	
	11.底3-1(東エントランスキャノピー) 建設工事	
	12.底3-4(南東歩廊屋根) 建設工事	
	14.底3-2(東歩廊屋根) 建設工事	
STEP-III	現庁舎解体	
	10.底2-3(思いやり駐車場1) 建設工事	【本工事ほか】
	13.底3-3(思いやり駐車場2) 建設工事	【本工事ほか】
	北側駐輪場 既存撤去	
	北側駐輪場 白線引き	
	2期外構(付帯)	【本工事ほか】
	市道市役所線拡幅	
	市道市役所東線拡幅	

- ・鳴門市新庁舎整備事業 旧庁舎解体及び2期外構工事のうち付帯工事
- ・鳴門市新庁舎整備事業2期外構工事のうち付帯工事(電気工事)
- ・鳴門市新庁舎整備事業2期外構工事のうち付帯工事(管工事)



『鳴門市新庁舎整備事業』	→1期工事
『鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事』	→2期外構工事
『鳴門市新庁舎整備事業 旧庁舎解体及び 2期外構工事のうち付帯工事』	→2期外構付帯工事
『鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事（電気工事）』	→2期外構付帯電気工事
『鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事（管工事）』	→2期外構付帯管工事

*埋設配管、雨水枥は全て本工事

項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																																																																				
⑤ 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、・品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。 ・県産木材の使用 (1) 受注者は、工事的で木材を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木・材を使用できない理由施工計画書に記載すると共に、書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維・板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、・監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ・県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、・県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ・県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎受注者は、鳴門市内に主たる営業所を有する者から調達した建材等を優先して使用するよう努めなければならない。	⑦ 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監理者へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎他工事と取り合い区分 <table><tr><th>項 目</th><th>建築工事</th><th>電気工事</th><th>管 工 事</th><th>空調工事</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>梁、壁、床スリーブ入れ</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上穴埋補修</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>スリーブ開口補強(鉄筋)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上(引プレシ等)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>床、天井点検口</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器天井開口墨出</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上切込み及び開口補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>縦樋(GLまで)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>盤、便器等の箱入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上補強</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給排気ガラリ取り付け</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空調機器類の基礎工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリーブ入れ		○				同上穴埋補修		○				スリーブ開口補強(鉄筋)	○					同上(引プレシ等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○				同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め						縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ						同上補強						給排気ガラリ取り付け						空調機器類の基礎工事						⑪ 完成図等	◎提出書類 ● 竣工図(製本3部、電子データ2部)(原因版2部・A3版1部) ● 工事写真(写真帳1部(着事前及び完成写真)、電子データ2部) ● 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ● 保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を・CD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><th>区 分</th><th>サ イ ズ</th></tr><tr><td>着 手 前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>施 工 中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>完 成 写 真</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、専門家に(よる)・よらない)ものとする。 ◎対象物 工事的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。 ◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。 ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。 ・建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校:ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外:ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。 <table><tr><th>測 定 対 象 室</th><th>測定箇所数</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第5・6ー3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	測 定 対 象 室	測定箇所数						
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																				
梁、壁、床スリーブ入れ		○																																																																																																							
同上穴埋補修		○																																																																																																							
スリーブ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																								
同上(引プレシ等)	○																																																																																																								
床、天井点検口	○																																																																																																								
設備機器天井開口墨出		○																																																																																																							
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																								
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め																																																																																																									
縦樋(GLまで)	○																																																																																																								
盤、便器等の箱入れ																																																																																																									
同上補強																																																																																																									
給排気ガラリ取り付け																																																																																																									
空調機器類の基礎工事																																																																																																									
区 分	サ イ ズ																																																																																																								
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																								
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																								
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																								
測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																																																								
⑥ 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から・(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルム・アルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	⑧ 技能士の適用	◎技能士の適用については、建築工事特記仕様書、機械設備工事特記仕様書による ◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。 ・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ・基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ・外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。	⑫ 火災保険																																																																																																					
		⑨ 設計変更箇所確認	◎技能士の適用については、建築工事特記仕様書、機械設備工事特記仕様書による ◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。 ・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ・基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ・外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。	13. 室内空気中の化学物質の濃度測定																																																																																																					
		⑩ 工事検査及び技術検査																																																																																																							

前田建設・吉成建設・内藤廣建築設計特定建設工事共同企業体

前田建設工業株式会社 吉成建設株式会社
NAITO ARCHITECT & ASSOCIATES

承認	特記							縮尺 A1= - A3= -	件名 鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事(管工事)	
担当								完成年月日	図面名称 特記仕様書2	図面番号 M - 004

項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																												
	(2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的・な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。 ・測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。																																																
1章 排水工事																																																	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																												
① 排水管	◎排水管材料 <table><tr><th>材種</th><th>管の種類</th><th>呼び径</th><th>備考</th></tr><tr><td>硬化ポリ塩化ビニル</td><td>VU</td><td>図示</td><td></td></tr><tr><td>硬化ポリ塩化ビニル</td><td>VP</td><td>図示</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	材種	管の種類	呼び径	備考	硬化ポリ塩化ビニル	VU	図示		硬化ポリ塩化ビニル	VP	図示																																					
材種	管の種類	呼び径	備考																																														
硬化ポリ塩化ビニル	VU	図示																																															
硬化ポリ塩化ビニル	VP	図示																																															
② 側塊、排水柵等	・側塊の形状: 図示 ◎排水マスの種類: 図示 ◎グレーチング(※溶融亜鉛メッキ処理とすること) <table><tr><th>材質</th><th>用途</th><th>適用荷重</th><th>メインバーピッチ</th><th>亜鉛めっき付着量</th><th>上面形状</th><th>備考</th></tr><tr><td>鋼製</td><td>側溝フタ・雨水格フタ</td><td>図示</td><td>細目</td><td></td><td>図示</td><td></td></tr><tr><td>鋼製</td><td>側溝フタ</td><td>図示</td><td>細目</td><td></td><td>図示</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・製造所: 評価名簿による ・鋳鉄製マンホールふた <table><tr><th>名称</th><th>種類</th><th>適用荷重</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・製造所: 評価名簿による ・砂の粒度試験は、(行う ・ 行わない)	材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考	鋼製	側溝フタ・雨水格フタ	図示	細目		図示		鋼製	側溝フタ	図示	細目		図示									名称	種類	適用荷重	備考																
材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考																																											
鋼製	側溝フタ・雨水格フタ	図示	細目		図示																																												
鋼製	側溝フタ	図示	細目		図示																																												
名称	種類	適用荷重	備考																																														
3. 街きよ、縁石、側溝	・地業材料: 厚さ ◎砂利地業の厚さは、(100)mmとする。 ・コンクリート設計基準強度等: N/mm52, スランブ＝ cm ◎街きよ、縁石及び側溝 <table><tr><th>名称</th><th>形状</th><th>寸法</th><th>備考</th></tr><tr><td>U形側溝</td><td>図示</td><td>図示</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	形状	寸法	備考	U形側溝	図示	図示																																									
名称	形状	寸法	備考																																														
U形側溝	図示	図示																																															
4. その他	・地業材料の種類: 厚さ: ・コンクリート:設計基準強度(N/mm52), スランブ() ・埋め戻し材料:(A ・ B ・ C ・ D)種とする。 ・排水工事の仕様は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。																																																

5章 自動制御設備

1. 中央監視制御装置

- ・ 有り（構成機能は図示による） ○ 無し

2. 電源装置

- ・ 要（ ・ 本工事 ・ 別途工事 ） ○ 不要

3. 温度調節器等

取付け高さ ・ 1,300mm ・ mm

4. 電気計装用配線

- (1) 電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。
- (2) 図面に記載なき屋外、屋内露出の配線は金属管配線とし、天井内隠べいの配線はケーブル配線とする。

5. 自動制御盤

屋外用キャビネットはステンレス鋼板製とする。

6章 衛生器具設備

1. 小便器用節水装置

図面に特記なき場合は、洗浄水量が4L／回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。

形式 ・小便器一体型 ・小便器分離型

方式 ・個別感知の電源種別（※AC電源 ・ ）

2. 自動水栓

電源種別（ ・ AC電源 ・ 自己発電 ・ ）

3. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5L／回以下とする。

4. 施工

- (1) 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（標仕<5>2.1.1）
- (2) 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針<5>2.1.1）
- (3) 衛生器具と排水管の接続は、標準図〔施工65〕大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領 による。

7章 給水設備

1. 配管材料等

- (1) ビニル管の接合方法は（ ・ 接着接合 ・ ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする） ）とする。
- (2) ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は（ ・ メカニカル接合 ○ 電気融着接合 ）、75A以上は電気融着接合とする。
- (3) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- (4) 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

2. 量水器・量水器柵

- (1) 量水器
- ・親メーター （ ・ 借用 ・ 買取（ ・ 現地表示式（直読式） ・ 遠隔表示式（パルス式） ）
- ・子メーター （ ・ 買取 ・ 借用（ ・ 現地表示式（直読式） ・ 遠隔表示式（パルス式） ）
- (2) 量水器柵
- ・親メーター用 （ ・ 水道事業者の指定品 ・ 標準図〔機材57〕量水器柵 ）
- ・子メーター用 （ ・ 標準図〔機材57〕量水器柵 ・ 水道事業者の指定品 ）

3. 弁類

- (1) 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分はJIS-10Kとする。
- (2) 給水引込部の（ ・ 止水栓 ・ 弁柵）は水道事業者の指定品とする。
- (3) 定水位調整弁は（ ・ 標準仕様書による（付属品含む） ・ 水道事業者指定品 ）とする。
- なお、定流量弁を定水位調整弁の手前に設置する。
- (4) 緊急遮断弁装置の屋外に設置する制御盤は、ステンレス製とする。

4. 水栓・水栓柱

- (1) 水栓
- ・屋外の水栓は（ ・ キー式ハンドル ○ 図示 ）による。
- ・台所流し用の水栓は、泡沫式とする。
- (2) 水栓柱
- ・ 合成樹脂製 ・ アルミニウム合金製 ○ ステンレス鋼製 ・

8章 給湯設備

1. 配管材料等

- (1) 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造者の標準品とする。

9章 消火設備

1. 弁類

- (1) 消火栓開閉弁は（ ・ 10K ・ 16K ）とする。

2. 保温工事

- (1) 呼水タンクの保温 ・ 施工しない ・ 施工する
- (2) 充水タンクの保温 ・ 施工しない ・ 施工する
- (3) 消火配管の保温は次による。（屋外露出は、保温種別：E2・(ハ)・VIIによる。）
- ・屋内消火栓 ・ 施工しない ・ 施工する
- ・スプリンクラー ・ 施工しない ・ 施工する
- ・連結送水 ・ 施工しない ・ 施工する
- ・連結散水 ・ 施工しない ・ 施工する

3. 屋内消火栓・屋外消火栓箱・ホース格納箱

- (1) 屋内消火栓
- ・ 広範囲型2号消火栓 ・ 易操作性1号消火栓 ・ 1号消火栓 ・ 2号消火栓
- (2) 屋外消火栓箱・ホース格納箱
- ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製

10章 ガス設備

1. 配管材料等

- (1) 都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。
- (2) ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。

2. ガスメーター

- 1) 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。
- 2) 子メーター計量方式 （ ・ 実測式 ・ パルス式 ）

3. ガス漏れ警報器

- (1) ガス漏れ警報器は（ ・ 本工事（取付位置は図示） ・ 別途工事 ）にて設置する。
- (2) ガス漏れ警報器の外部出力端子は（ ・ 不要 ・ 要 ）とする。また、警報器から制御盤、遮断弁までの電線管は、（ ・ 本工事 ・ 別途工事 ）とする。

4. 液化石油ガス充填容器

- (1) 容器廻りの配管要領は、標準図〔施工73〕液化石油ガス容器廻り配管要領（ ・ (a) ・ (b) ・ (c) ）による。
- (2) 容器の転倒防止施工要領は、標準図〔施工74〕液化石油ガス容器転倒防止施工要領（ ・ (a) ・ (b) ）による。

5. バルク貯槽

・ 縦型 ・ 横型 最大充填量： kg

6. 試験

- (1) 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い、試験成績書を提出する。
- (2) 都市ガス設備の試験は、標仕の規定による他、ガス事業者の規定により行い、試験成績書を提出する。

11章 浄化槽設備

1. 機材・施工

- (1) ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」（標仕<8>3.1.1）で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- (2) 浄化槽の蓋（枠を含む）は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鑄鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- (3) ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。



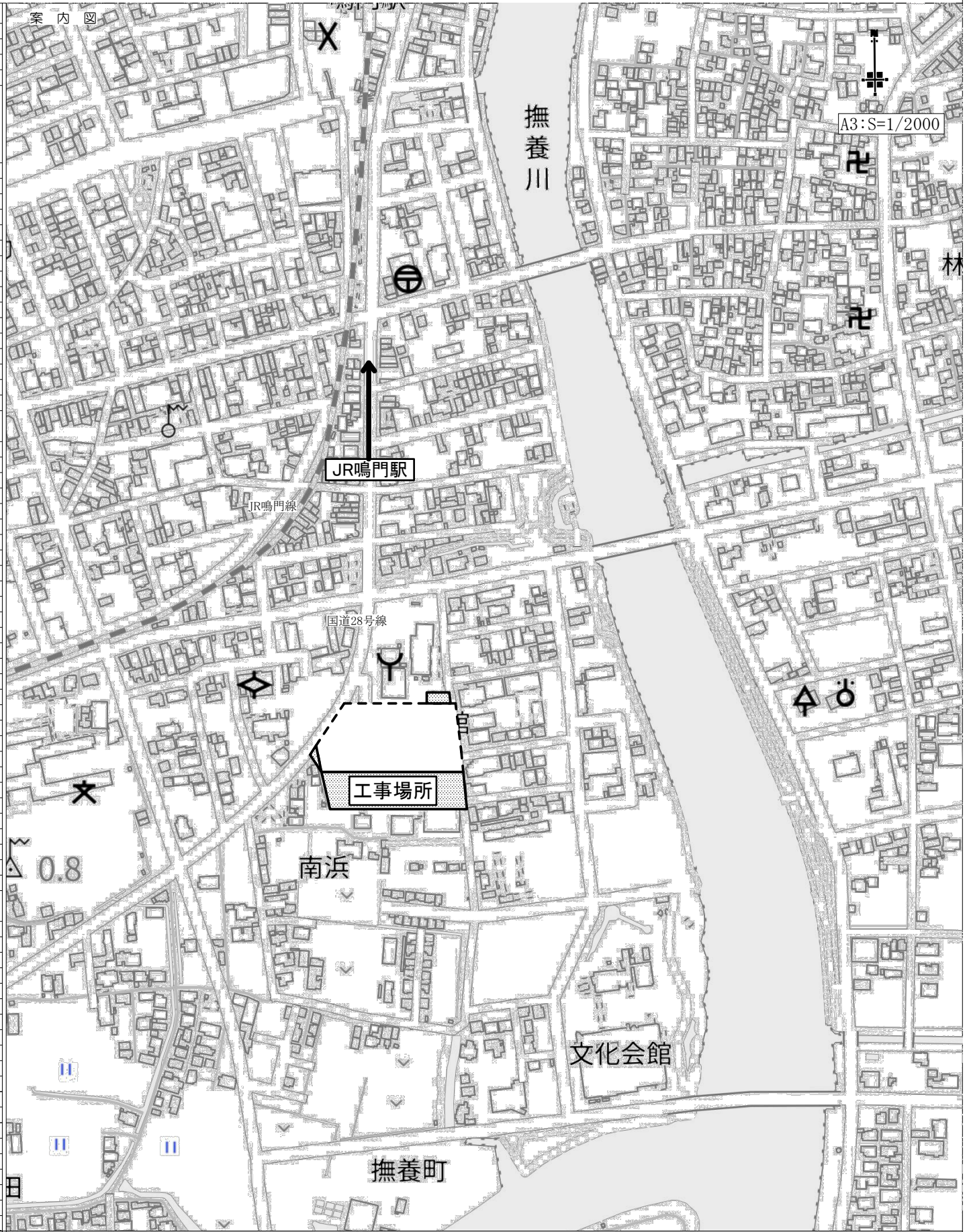
付近見取り図

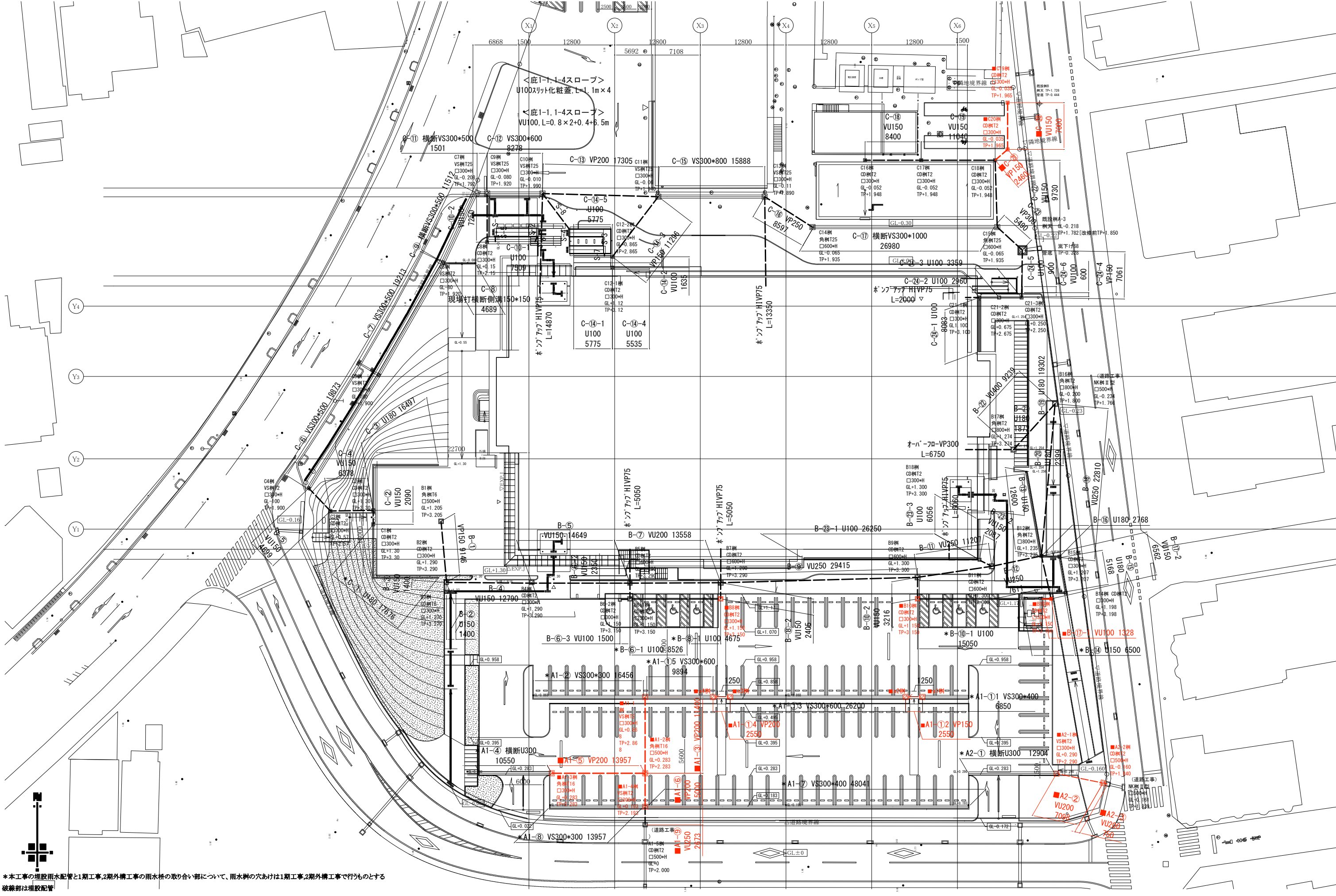
承認	特記						縮尺 A1= NS A3= NS	件名 鳴門市新行舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事（管工事）	
担当							完成年月日	図面名称	図面番号
								機械設備工事特記仕様書（3）	M - 008

設計概要表

事前協議リスト	該当条例		事前協議提出書類の有無		完了時書類提出の有無	完了検査の有無	担当窓口	
事前協議リスト	確認申請	建築基準法			有	有	一般財団法人日本建築センター 大阪事務所	
	構造大根認定	建築基準法			有	有		
	構造任意評定				有	有		
	消防法	消防法・徳島県消防法施行細則・徳島県危険物の規制に関する規則	有	()	有	有	鳴門市消防本部	
	徳島省令第40号 (二方向避難・開放型特定共同住宅等、開放型特定共同住宅等、二方向避難型特定共同住宅等、その他の特定共同住宅等)		有	()	有	有		
	道路法		有	()	有	有		
	河川法		有	()	有	有		
	特別都市計画法		有	()	有	有		
	土地区画整理法		有	()	有	有		
	屋外広告物法		有	()	有	有		
	バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律	有	(建築物移動円滑化チェックシート)	有	有	一般財団法人日本建築センター 大阪事務所	
	港湾法		有	()	有	有		
	ビル管理法	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	有	(特定建築物使用届)	有	有	徳島県 東部保健福祉局	
	公衆浴場法		有	()	有	有		
	開発許可		有	()	有	有		
	地区計画		有	()	有	有		
	総合設計制度		有	()	有	有		
	一回地申請		有	()	有	有		
	容積認定申請		有	()	有	有		
	省エネ計画		有	()	有	有		
	環境計画書		有	()	有	有		
	中高層・近隣		有	()	有	有		
	景観		有	()	有	有		
	福祉のまちづくり条例		有	()	有	有		
	日影規制		有	()	有	有		
	道路幅員		有	()	有	有		
	道路切り下げ		有	()	有	有		
	ワンルーム		有	()	有	有		
	住宅附属義務		有	()	有	有		
	緑化、伐採		有	()	有	有		
	国産木材活用		有	()	有	有		
	駐車場		有	()	有	有		
	駐輪場		有	()	有	有		
	ゴミ置場		有	()	有	有		
	工場・指定作業場		有	()	有	有		
	建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	有	(建設リサイクル法届出書)	有	有	徳島県県東部土整備局	
	38条認定		有	()	有	有		
	浄化槽		有	()	有	有		
	雨水流出抑制		有	()	有	有		
	保健所（換気・衛生）		有	()	有	有		
	学校・学区		有	()	有	有		
	文化財		有	()	有	有		
	防災計画書		有	()	有	有		
	震災対策		有	()	有	有		
	防犯		有	()	有	有		
	電波伝搬障害		有	()	有	有		
	CASBEE		有	()	有	有		
	ディスプレイ・排水計画		有	()	有	有		
	雑排水利用、雨水浸透計画		有	()	有	有		
	地盤調査		有	()	有	有		
	都市計画法施行細則 60条	都市計画法 施行細則	有	(都市計画法適合証明書)	有	有	徳島県県東部土整備局	

住宅性能表示制度 に基づく性能基準	表示事項	表示の方法 (等級又は表示)			表示事項	表示の方法 (等級又は表示)						
住宅性能表示制度 に基づく性能基準	1. 構造の安全に関すること	1) 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）※免震建築物は評価対象外	3	2	1	4. 維持管理・更新への配慮 に関すること	1) 維持管理対策等級（専用配管）	3	2	1		
		2) 耐震等級（構造躯体の損傷防止）※免震建築物は評価対象外	3	2	1		2) 維持管理対策等級（共用配管）	3	2	1		
		3) その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）免震建築物	その他				3) 更新対策（共用排水管）	3	2	1		
		4) 耐風等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）	2	1			表示項目					
		5) 耐積雪等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）	2	1			表示項目					
		6) 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	表示項目			5. 温熱環境に関すること	1) 断熱等性能等級	4	3	2	1	
		7) 基礎の構造方法及び形式等	表示項目				2) 一次エネルギー消費量等級	5	4	1		
	2. 火災時の安全に関すること	1) 感知警報装置設置等級（住戸火災）	4	3	2	1	6. 空気環境に関すること	1) ホルムアルデヒド発散等級（内装）	3	2	1	
		2) 感知警報装置設置等級（他住戸等火災）	4	3	2	1		（天井裏等）			3	2
		3) 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	表示項目			7. 光・環境に関すること	2) 換気対策	表示項目				
		4) 脱出対策（火災時）	表示項目				3) 室内空気中の化学物質の濃度等 ※選択項目	表示項目				
		5) 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	3	2	1	8. 音環境に関すること	1) 単純開口率	表示項目				
		6) 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	4	3	2		1	2) 方位別開口比	表示項目			
		7) 耐火等級（界壁及び野床）	4	3	2	1	9. 高齢者等への配慮 に関すること	1) 重量衝撃音対策 ※選択項目	5	4	3	2
3. 省化の軽減に関すること	1) 省化対策等級（構造躯体等）	3	2	1	2) 軽量衝撃音対策 ※選択項目	5		4	3	2	1	
	注：斜線の項目については、本物件評価対象外とする。 表示の方法の欄に表示項目とある表示事項については、各基準ごとに要求される内容について表示する。 表示事項のうち、8-1は等級又は相当スラブ厚さによる表示、8-2は等級又は床衝撃音レベル低減量による表示のいずれか一方で評価する				3) 透過損失等級（野壁） ※選択項目	4	3	2	1			
							4) 透過損失等級（外壁開口部） ※選択項目	3	2	1		
							2) 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	5	4	3	2	1
							1) 開口部の侵入防止対策	表示項目				
							2) 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	5	4	3	2	1
法規リスト	都市計画区域 用途地域 防火指定 耐火種別	：内、市街化区域、開発申請 無 ：近隣商業地域 ：法22条指定地区（屋根） ：その他（記2-3、3-3）										





*本工事の埋設雨水配管と1期工事,2期外構工事の雨水井の取り合い部について、雨水井の穴あけは1期工事,2期外構工事で行うものとする
破線部は埋設配管

前田建設・吉成建設・内藤廣建築設計特定建設工事共同企業体		承認	特記							縮尺	件名			
前田建設工業株式会社 吉成建設株式会社 NAITO ARCHITECT & ASSOCIATES		担当	*印:2期外構付帯工事							A1=	鳴門市新庁舎整備事業			
			■印:本工事							A3=	2期外構工事のうち付帯工事(管工事)			
			無印:1期外構工事または、2期外構工事。							完成年月日	図面名称	図面番号		
													外構雨水排水計画図 1	
													M - 2	

	樹番号	設置区分	種別	蓋種別	内径		深さ (mm)
■	a1 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-2・細・ノズスリッパ	□300	×	684
■	a2 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-2・細・ノズスリッパ	□300	×	694
■	a3 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-2・細・ノズスリッパ	□300	×	770
■	a4 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-2・細・ノズスリッパ	□300	×	785
■	A1-1 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-2・細・ノズスリッパ	□300	×	998
■	A1-2 樹	舗装	角 樹	ケ レ T-16・細・ノズスリッパ	□500	×	1008
■	A1-3 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-16・細・ノズスリッパ	□300	×	958
■	A1-4 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-2・細・ノズスリッパ	□300	×	1188
■	A2-1 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-2・細・ノズスリッパ	□300	×	1108
■	A2-2 樹	舗装	VS 樹	ケ レ T-2・細・ノズスリッパ	□500	×	988

樹番号	設置区分	種別	蓋種別	内径		深さ (mm)
B1樹	舗装	角樹	スリット付化粧蓋・T-6・細・ノンスリップ	□500	×	908
B2樹	舗装	CD樹	化粧蓋T-2・普	□300	×	1058
B3樹	舗装	CD樹	化粧蓋T-2・普	□300	×	608
B4樹	舗装	CD樹	化粧蓋T-2・普	□300	×	1158
B5樹	舗装	CD樹	化粧蓋T-2・普	□600	×	1258
B6-1樹	緑地	CD樹	ゲイト-2・細	□300	×	648
B6-2樹	緑地	CD樹	ゲイト-2・細	□300	×	558
B7樹	緑地	CD樹	化粧蓋T-2	□600	×	1358
B8樹	舗装	CD樹	ゲイト-14・細	□300	×	608
B9樹	舗装	CD樹	化粧蓋T-2	□600	×	1419
B10樹	舗装	CD樹	ゲイト-14・細	□300	×	608
B11樹	緑地	CD樹	コシ蓋T-2	□600	×	1469
B12樹	舗装	角樹	化粧蓋T-2	□800	×	1809
B13樹	緑地	CD樹	ゲイト-2・細	□300	×	908
B14樹	舗装	CD樹	化粧蓋T-2	□300	×	240
B15樹	舗装	CD樹	化粧蓋T-2	□300	×	280
B16樹	舗装	角樹	化粧蓋T-2	□800	×	1160
B17樹	舗装	角樹	化粧蓋T-2	□800	×	2160
B18樹	緑地	CD樹	ゲイト-2・細	□300	×	608

樹番号	設置区分	種別	蓋種別	内径		深さ(mm)
C1樹	緑地	CD樹	グ'LT-2・細	□300	×	908
C2樹	緑地	CD樹	グ'LT-2・細	□300	×	1008
C3樹	舗装	CD樹	化粧蓋T-2	□300	×	608
C4樹	舗装	VS樹	グ'LT-2・普	□300	×	615
C5樹	舗装	VS樹	グ'LT-2・普	□300	×	655
C6樹	舗装	VS樹	グ'LT-2・普	□300	×	705
C7樹	舗装	VS樹T25	グ'LT-25・細・ノスリッパ	□300	×	607
C8樹	緑地	CD樹	グ'LT-2・細	□300	×	608
C9樹	舗装	VS樹T25	グ'LT-25・細・ノスリッパ	□300	×	745
C10樹	舗装	VS樹T25	グ'LT-25・細・ノスリッパ	□300	×	958
C11樹	舗装	VS樹T25	グ'LT-25・細・ノスリッパ	□300	×	1035
C12-1樹	緑地	CD樹	グ'LT-2・細	□300	×	618
C12-2樹	緑地	CD樹	グ'LT-2・細	□300	×	1108
C13樹	舗装	VS樹T25	グ'LT-25・細・ノスリッパ	□300	×	1009
C14樹	舗装	角樹	グ'LT-25・細・ノスリッパ	□600	×	1160
C15樹	舗装	角樹	グ'LT-25・細・ノスリッパ	□600	×	1259
C16樹	舗装	CD樹	グ'LT-2・普	□300	×	608
C17樹	舗装	CD樹	グ'LT-2・普	□300	×	638
C18樹	舗装	CD樹	グ'LT-2・普	□300	×	708
C19樹	舗装	CD樹	グ'レ・T-2・細・ノスリッパ	□300	×	608
C20樹	舗装	CD樹	グ'レ・T-2・細・ノスリッパ	□300	×	638
C21-1樹	緑地	CD樹	グ'LT-2・細	□300	×	350
C21-2樹	緑地	CD樹	グ'LT-2・細	□300	×	350
C21-3樹	緑地	CD樹	グ'LT-2・細	□300	×	1140

	排水経路番号	設置区分	施設種	蓋種類・根巻	延長 (mm)	勾配 (%)
*	A1-①-1	舗装	VS300*400	ゲレT-2・細ノスリップ Co:Gr=4:1	6850	0.292
	A1-①-2	舗装	VP φ150		2550	0.392
*	A1-①-3	舗装	VS300*400	ゲレT-2・細ノスリップ Co:Gr=4:1	26200	0.290
	A1-①-4	舗装	VP φ200		2550	0.784
*	A1-①-5	舗装	VS300*400	ゲレT-2・細ノスリップ Co:Gr=4:1	9804	0.303
	A1-②	舗装	VS300*300	ゲレT-2・細ノスリップ Co:Gr=4:1	16456	0.486
■	A1-③	舗装	VP φ200		11400	4.781
	A1-④	舗装	横断U300*300	ゲレT-16・細ノスリップ	10550	0.238
■	A1-⑤	舗装	VP φ200		13957	0.358
	A1-⑥	舗装	VP φ200		5000	4.400
*	A1-⑦	舗装	VS300*400	ゲレT-2・細ノスリップ Co:Gr=4:1	48041	0.208
	A1-⑧	舗装	VS300*300	ゲレT-2・細ノスリップ Co:Gr=4:1	13957	0.215
■	A1-⑨	舗装	VU φ250		2673	2.394
	A2-①	舗装	横断U300*300	ゲレT-16・細ノスリップ	12904	0.232
■	A2-②	舗装	VU φ200		7098	0.423
	A2-③	舗装	VU φ200		750	4.000

排水経路番号	設置区分	施設種	蓋種類・根巻	延長(m)
S-1	スロープ	U100	スリット側溝T-2ノンスリップ	1.1
S-2	スロープ	U100	スリット側溝T-2ノンスリップ	1.1
S-3	スロープ	U100	スリット側溝T-2ノンスリップ	1.1
S-4	スロープ	U100	スリット側溝T-2ノンスリップ	1.1
S-5	スロープ	VU100		0.8
S-6	スロープ	VU100		0.8
S-7	スロープ	VU100		0.4
S-7	スロープ	VU100		6.5

排水経路番号	設置区分	施設種	蓋種類・根巻	延長 (m)
※'ｼ'ﾌﾞ'ｱｯﾌﾞ'管	－	H1VP75		5.05
※'ｼ'ﾌﾞ'ｱｯﾌﾞ'管	－	H1VP75		5.05
※'ｼ'ﾌﾞ'ｱｯﾌﾞ'管	－	H1VP75		6.06
※'ｼ'ﾌﾞ'ｱｯﾌﾞ'管	－	H1VP75		14.87
※'ｼ'ﾌﾞ'ｱｯﾌﾞ'管	－	H1VP75		13.35
※'ｼ'ﾌﾞ'ｱｯﾌﾞ'管	－	H1VP75		2
オーﾊﾞｰﾌﾛｰ管	－	VP300		6.57

排水経路番号	設置区分	施設種	蓋種類・根巻	延長(mm)	勾配(%)
B-①	舗装	VP φ150		9146	0.711
B-②	舗装	U150	スリット側溝T-14/ノンスリップ	1400	2.143
B-③	舗装	VU150		1400	5.714
B-④	舗装	VU φ150		12790	0.782
B-⑤	舗装	VU φ150		14649	0.341
* B-⑥-1	舗装	U100	グレT-2・細・ノンスリップ	8526	0.561
B-⑥-2	舗装	VU φ150		2350	0.851
B-⑥-3	舗装	VU φ100		1500	2.667
B-⑦	舗装	VU φ200		13558	0.369
* B-⑧-1	舗装	U100	グレT-2・細・ノンスリップ	4675	0.642
B-⑧-2	舗装	VU φ150		2405	2.495
B-⑨	舗装	VU φ250		29415	0.173
* B-⑩-1	舗装	U100	グレT-2・細・ノンスリップ	15050	0.332
B-⑩-2	舗装	VU φ150		3216	1.555
B-⑪	舗装	VU φ250		11207	0.357
B-⑫	舗装	VU φ250		7611	2.168
B-⑬	舗装	U150	スリット側溝T-2/ノンスリップ	12600	0.563
* B-⑭	舗装	U150	スリット側溝T-2/ノンスリップ	6500	0.846
B-⑮	舗装	U180	スリット側溝T-2/ノンスリップ	5168	0.600
B-⑯	舗装	U180	スリット側溝T-2/ノンスリップ	2768	0.795
■ B-⑰-1	舗装	VU φ100		1328	2.259
B-⑰-2	舗装	VU φ150		6562	0.381
B-⑱	舗装	VU φ250		22810	2.784
B-⑲	舗装	U180	スリット側溝T-14/ノンスリップ	19302	0.466
B-⑳	舗装	U180	スリット側溝T-14/ノンスリップ	2399	0.834
B-㉑	舗装	U180	スリット側溝T-14/ノンスリップ	1872	0.534
B-㉒	舗装	VU φ400		9239	5.130
B-㉓-1	舗装	U100	グレT-2・細	26250	0.190
B-㉓-2	舗装	VU φ150		2087	2.396
B-㉓-3	舗装	U100	グレT-2・細	6056	0.495

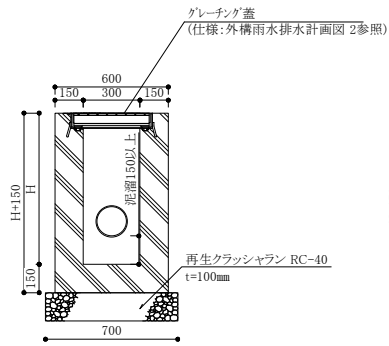
	排水経路番号	設置区分	施設種	蓋種類・根巻	延長(mm)	勾配(%)
★	C-①	緑地	U180	スリット側溝T-2/ノンスリップ	17676	0.396
	C-②	緑地	VUφ150		2090	1.435
	C-③	緑地	U180	スリット側溝T-2/ノンスリップ	16497	0.424
	C-④	緑地	VUφ150		6378	5.174
	C-⑤	緑地	VUφ150		4699	14.258
	C-⑥	舗装	VS300*500	ｸﾞﾚｰﾄ-2・普Co:Gr=4:1	19873	0.201
	C-⑦	舗装	VS300*500	ｸﾞﾚｰﾄ-2・普Co:Gr=4:1	19213	0.156
	C-⑧	舗装	現場打横断150*150	スリット側溝T-20 ノンスリップ	4689	0.640
	C-⑨	舗装	横断VS300*500	ｸﾞﾚｰﾄ-2・普Co:Gr=4:1	11512	0.261
	C-⑩-1	緑地	U100	ｸﾞﾚｰﾄ-2・細	7509	5.460
	C-⑩-2	舗装	VUφ150		7250	3.172
	C-⑪	舗装	横断VS300*500	ｸﾞﾚｰﾄ-25・細/ノンスリップ	1501	0.666
	C-⑫	舗装	横断VS300*600	ｸﾞﾚｰﾄ-25・細/ノンスリップ	8278	0.362
	C-⑬	舗装	VPφ200		17305	0.734
	C-⑭-1	緑地	U100	ｸﾞﾚｰﾄ-2・細	5775	1.732
	C-⑭-2	緑地	Φ100		1635	11.927
	C-⑭-3	緑地/舗装	VPφ150		11296	6.418
	C-⑭-4	緑地	U100	ｸﾞﾚｰﾄ-2・細	5535	1.807
	C-⑭-5	緑地	U100	ｸﾞﾚｰﾄ-2・細	5775	6.147
■	C-⑮	舗装	VS300*800	ｸﾞﾚｰﾄ-25・細/ノンスリップ Co:Gr=4:1	15888	0.126
	C-⑯	舗装	VPφ250		8597	0.640
	C-⑰	舗装	横断VS300*1000	ｸﾞﾚｰﾄ-25・細/ノンスリップ	26980	0.185
	C-⑱	舗装	VUφ150		8400	0.357
	C-⑲	舗装	VUφ150		11040	0.634
	C-⑳	舗装	VUφ150		7000	0.429
	C-㉑	舗装	VPφ150		2460	1.504
	C-㉒	舗装	VUφ150		9730	1.675
	C-㉓	舗装	VPφ300		5490	1.184
	C-㉔-1	緑地	U100	ｸﾞﾚｰﾄ-2・細	8083	0.619
	C-㉔-2	緑地	U100	ｸﾞﾚｰﾄ-2・細	2960	14.358
	C-㉔-3	緑地	U100	ｸﾞﾚｰﾄ-2・細	3359	12.653
	C-㉔-4	緑地/舗装	VPφ150		7061	3.342
	C-㉔-5	舗装	U100	スリット側溝T-2/ノンスリップ	900	3.333
	C-㉔-6	緑地	VUφ100		600	5.000

*ATM 東面 立水栓 排水配管 VP50 (本工事)

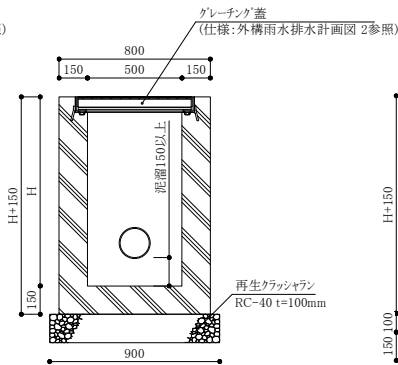
*本工事の埋設雨水配管と1期工事,2期外構工事の雨水枡の取り合い部について、雨水枡の穴あけは1期工事,2期外構工事で行うものとする

[illegible]

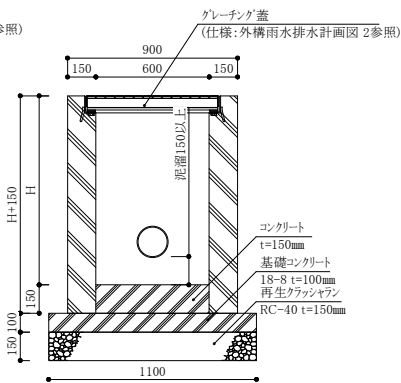
■集水角樹口300×H 詳細図 S=1:20



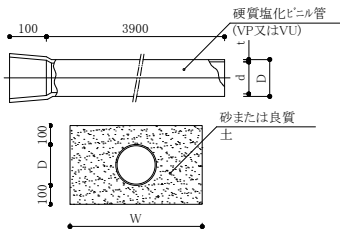
■集水角樹口500×H 詳細図 S=1:20



■集水角樹600 詳細図 S=1:20



■塩ビ管 詳細図 S=1:20



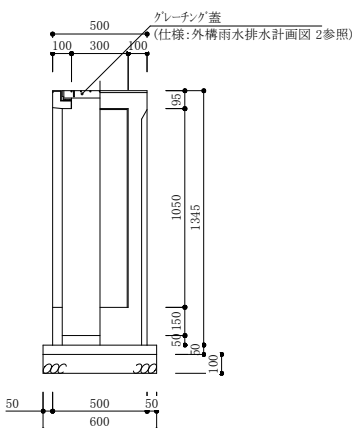
硬質塩化ビニル管 (VP)

呼び名	寸法 (mm)				
	外径 D	壁厚 t	近似内径 d1	基礎高 h	基礎幅 W
VP-150	185	8.9	146	363	450
VP-200	216	10.3	191	416	500
VP-250	267	12.7	240	467	550
VP-300	318	15.1	286	518	600

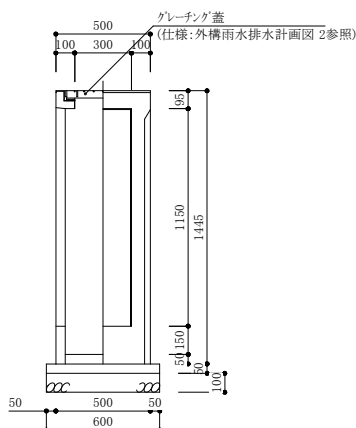
硬質塩化ビニル管 (VU)

呼び名	寸法 (mm)				
	外径 D	壁厚 t	近似内径 d1	基礎高 h	基礎幅 W
VU-100	114	3.1	107	314	400
VU-150	165	5.1	154	365	450
VU-200	216	6.5	202	416	500
VU-250	267	7.8	250	467	550

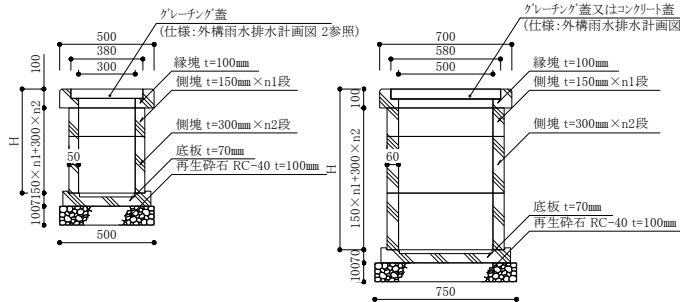
■VS樹300*1000 S=1:20



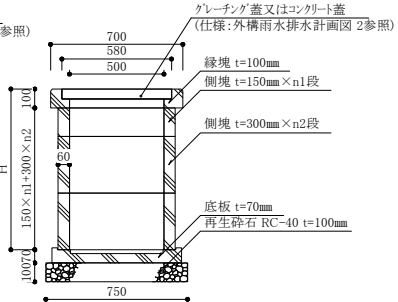
■VS樹300*1100 S=1:20



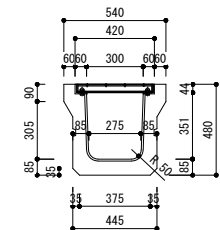
■集水樹 (CD樹300) 詳細図 S=1:20



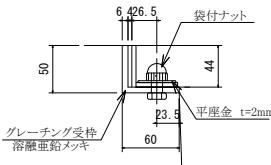
■集水樹 (CD樹500) 詳細図 S=1:20



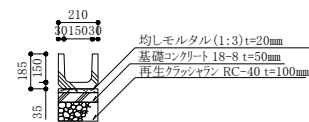
*横断側溝詳細図U300*300 S=1:20



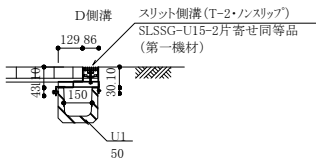
グレーチング架部詳細図



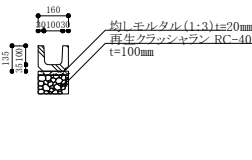
*U型側溝150 詳細図 S=1:20



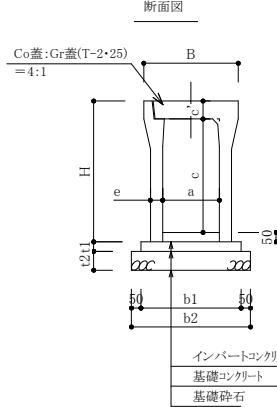
*スリット側溝蓋 詳細図 S=1:20 (U150ILB用・T-2)



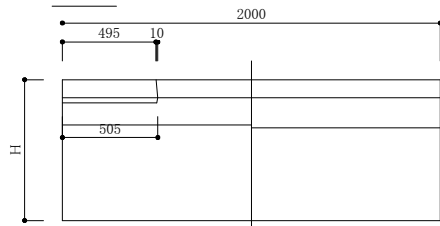
*U型側溝100 詳細図 S=1:20



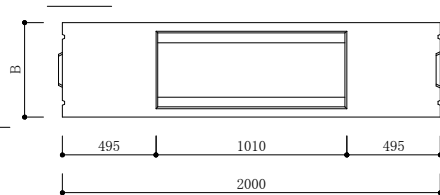
*VS側溝縦断面用 S=1:20



側面図



平面図

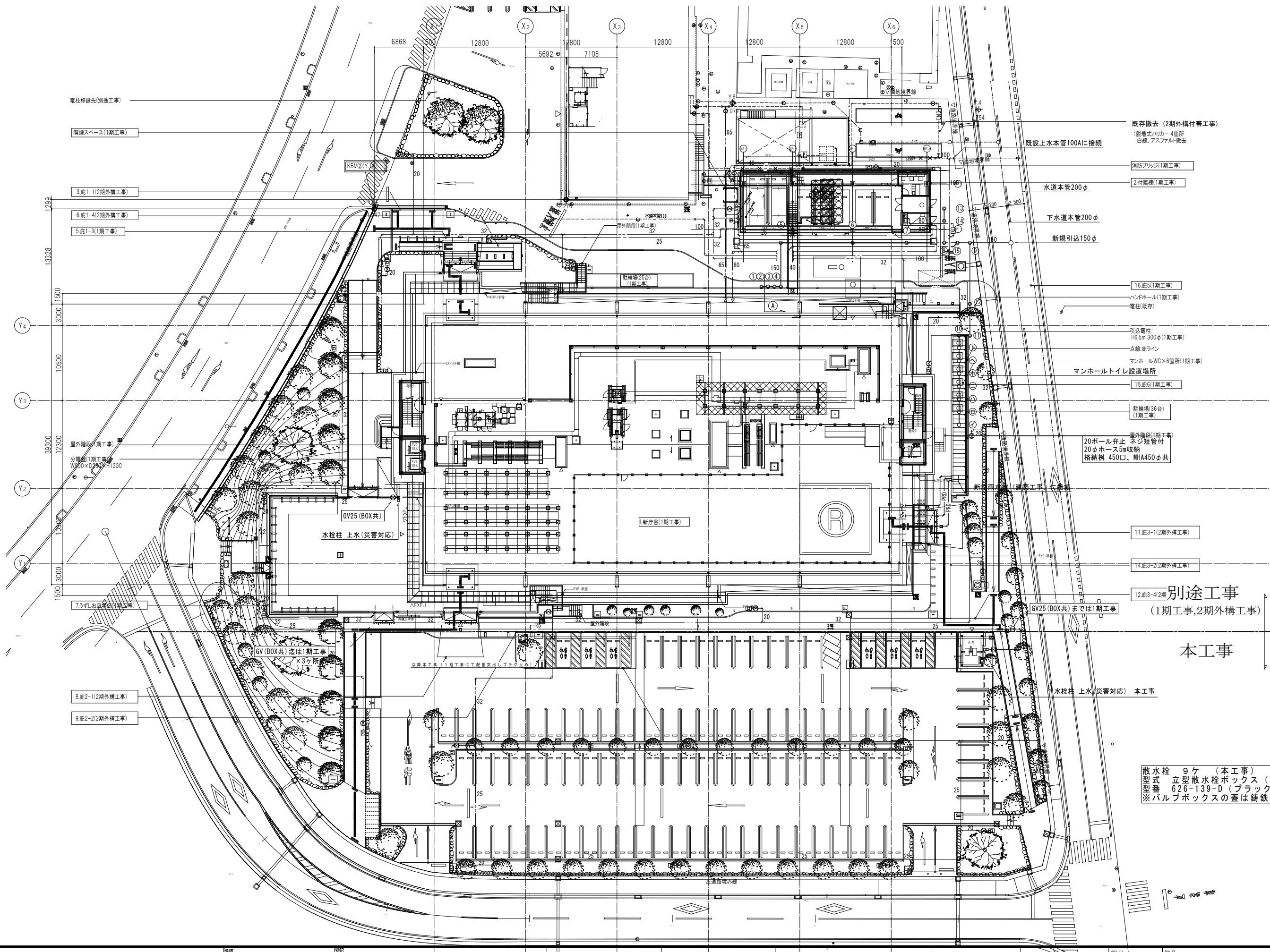


寸法表

呼び名 (巾×深)	寸法 (mm)						参考重量 (kg)
	B	H	a	c	c'	e	
300×500	500	645	300	500	95	55	450
300×800	500	945	300	800	75	75	754

断面寸法

寸法 (mm)			
t1	t2	b1	b2
50	100	510	610
		550	650

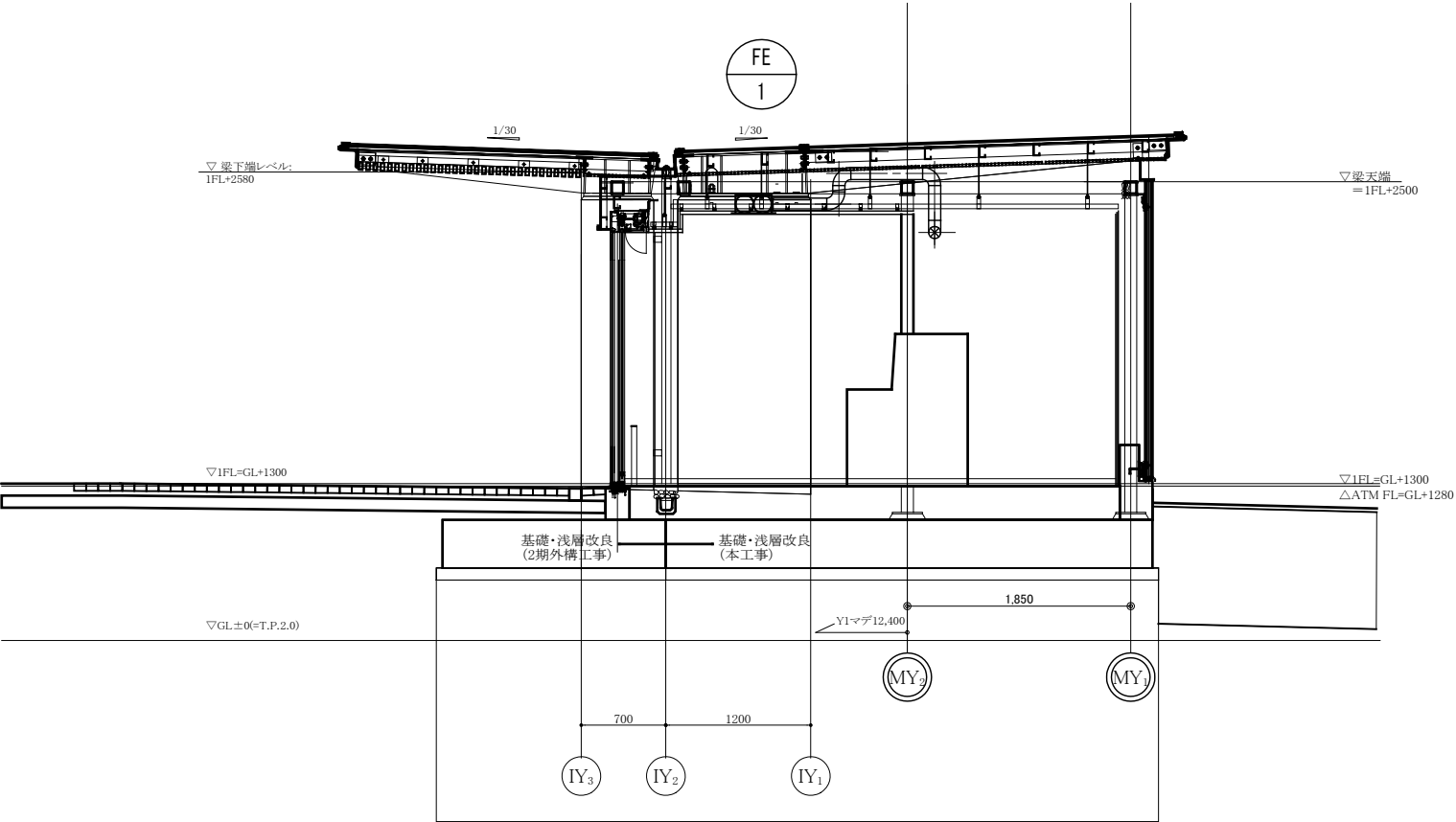
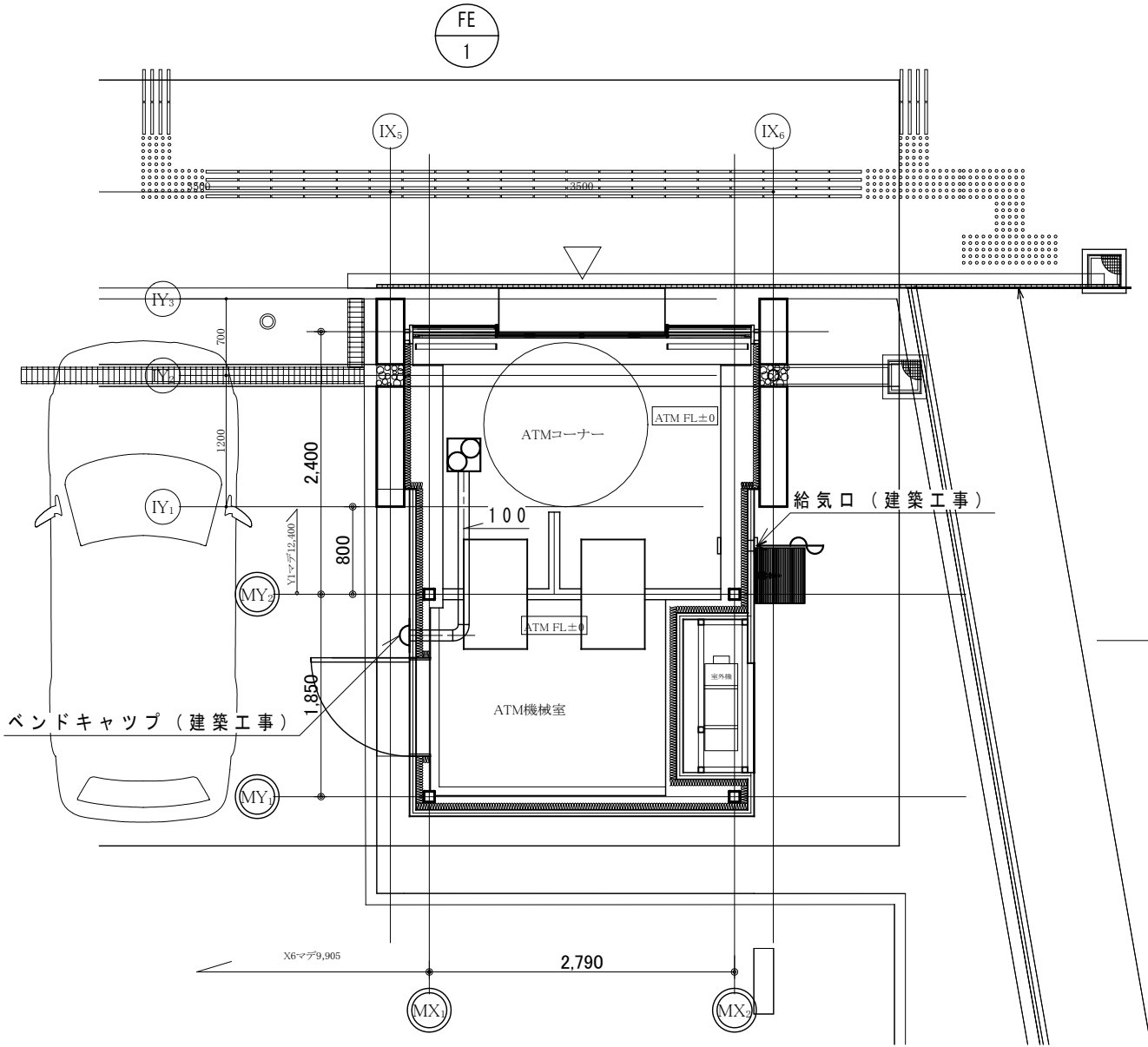


散水栓 9ヶ (本工事)
型式 立型散水栓ボックス (カギつき)
型番 626-139-D (ブラック)
※バルブボックスの蓋は鋳鉄製とする。

機器番号	名称	系統・用途	仕様	消費電力 (60Hz)		発停	連動	台数	据付位置	備考 (参考型番)
				φ-V	kW					
FE-1	排気ファン	1階 ATMコーナー	型式 : 低騒音型天井扇 プラスチックボディタイプ	1-100	0.033	手元	-	1	ATMコーナー	VD-13ZVC _S
24時間換気			能力 : 100φ×100m ³ /h×60Pa			電気工事				(三菱電機)
			付属品 : 天吊金具、24時間換気用スイッチ							

換気計算書及びシックハウス計算書

階	居室	室名	面積 [㎡]	天井高 [m]	容積 [m³]	換気回数基準		人員基準				火気 使用室	設計		シックハウス				機械換気が必要な居室の計算				換気機器	備考
						回数 [R/h]	換気量 [m³/h]	一人当り 専有面積 [㎡/人]	人員 [人]	単位 外気量 m³/h人	換気量 [m³/h]		必要 換気回数 [回/h]	設計 換気風量 [m³/h]	決定 換気回数 [回/h]	機械換気が 必要な居室	1人当りの 占有面積 N[㎡]	有効換気量 V=20Af/N [m³/h]	判定 (有効換気量≤設計換気量)					
1	○	ATMコーナー	6.7	2.25	15.075				4	20	80		100	6.6	0.3	100	2.1	○	1.675	80	OK	FE-1	24時間換気	



前田建設・吉成建設・内藤廣建築設計特定建設工事共同企業体

前田建設工業株式会社 吉成建設株式会社
NAITO ARCHITECT & ASSOCIATES

図名

図面番号

図名

図面番号

縮尺

A1=1:30
A3=1:60

完成年月日

件名

鳴門市新庁舎整備事業
2期外構工事のうち付帯工事(管工事)

図面名称

ATM換気設備図

図面番号

M-6